

# 児童虐待について

## 江刺保育園研修資料

2016.9

江刺保育園 遠藤清賢

### 1. 前書き

児童虐待という言葉が、普通に報道され、社会の中で当たり前の出来事のように語られるようになったのは、平成になってからであると思います。今では毎日のように、子どもたちへの痛ましい事件が頻りに報道されるようになってしまいました。そして、これについてこのような講義をすること事態、変な世の中になったと感じてしまいます。また、今の社会に大きな不安を持っています。子どもを育てることが、社会の中で、苦痛であるとか、大きな苦勞があるとか、リスクが伴うように言われていること事態、私たち人間が生きる気力を失いつつあることのように思います。私たちが生きている最大の目的は命を継続させるということです。そのために、子どもを育てるということは、私たちにとって、最大の喜びであるはずなのです。この、本来あるべき本能が、崩壊しかけていることに大きな危機感を持たなければなりません。自分だけは生き続けたい、他の人がどうであっても、自分だけは何の不安も無く、満ち足りて、毎日を健康で過ごし続けたいという、利己的な欲望だけが、際限なく、肥大し続けています。自分を不快にさせるものは排除してしまう世の中になってしまったのでしょうか。たとえそれが家族であっても、自分の欲望を満たすために邪魔になったら排除し、殺してしまうような世の中になってしまいました。自分の命さえも犠牲にして、自分の子どもを守ろうとする心が現代人は、失いかけているとしか思えません。これはある一部の心無い親たちの暴挙に過ぎないと思われるかもしれませんが、決してそうではないようです。今回この講義のために、様々な文献や資料を調べましたが、虐待の実態をしるにつれて、心が締め付けられるような、嫌な気持ちになってしまいました。これからの子どもがどうなるのかも非常に不安です。

### 2. 児童虐待の種類

#### 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。

殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、溺れさせる、逆さずりにする、タバコの火を押し付ける、毒物をのませる、戸外に締め出す、などの行為

#### 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または児童をして猥褻な行為をさせること。

子供への性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子供を強要することなど。

#### ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

家に閉じ込める、病気や怪我をしても病院へ連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど。

#### 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟間の差別的な扱いなど。

以上の4つに分類されています。

パチンコに熱中し炎天下の車の中に子供を閉じ込めてしまうことや、怒りに任せて子供を思いっきり叩き続けるような行為は明らかに虐待です。そのような激しい暴力でなくとも、携帯電話にばかり見て泣き叫ぶ子供を見ようとしめないこと、子供の激しく揺さぶること、子どもの前で、親同士がお互いに罵り合い、暴力を振るい激しい夫婦喧嘩をすることも虐待につながるのです。児童相談所では近所に虐待行為を受けている子供を見かけたら、すぐにでも、連絡するようと呼びかけています。とくに保育園では、子供たちの全身状況を詳しく観察することができますので、疑いが

あるときは、すぐに報告することが義務付けられています。しかし、実際、顔に大きなアザができているから、すぐに児童相談所に連絡するのかもしれないと、やはり慎重に取り扱います。子供の命を守ることが最優先ですが、すこしでも疑いがあるから連絡するというのではなく、日常の家族の様子や子供の生活の様子を観察しながら、虐待かそうでないかを慎重に判断しなければなりません。児童相談所に連絡することが、その子にとって、家族にとって最良の対応であるとは言えないからです。ただ、できるだけ多くの関係機関と連携を取り、家族や子どもの様子を観察し、最終的な手段として、児童相談所等への連絡ということになります。但し、子どもの命が明らかに危険な状況にあると判断した場合は、躊躇せず必要な措置を講じなければなりません。

### 3. 虐待の現状

#### 別紙参照

日本の児童虐待の統計を調べてみますと、児童相談所での対応件数は平成 11 年 11,631 件でしたが、平成 18 年は 380,950 件、平成 26 年度は 88,931 件の相談件数が報告されています。どの町にも児童虐待はあるということです。最近急に対応件数が多くなり、児童虐待が急に増えた理由として、社会の中で見落とされてきた子供への虐待行為に、多くの人たちの注意が向けられるようになったということが大きいのかもかもしれませんが、実際にこれだけの子供たちへの虐待行為があることは事実なのです。

岩手県の状況を説明します。平成 5 年は年間で 11 件だけでしたが、平成 13 年は 173 件、平成 16 年度は 227 件、平成 25 年度は 363 件になっています。岩手県の場合は平成 23 年が 392 件でその後わずかですが減少傾向が見られます。虐待の発見や報告は学校、保育所、幼稚園と関係機関の連携によって発見されるケースが大半を占めています。

また見逃せないのが、児童ポルノが他の先進国に比べ野放し状態になっています。子どもたち自身がわいせつな写真を自分で撮影しその業者に売るということも行われています。これらを取り締まる法律の整備が急がれます。性的な記事や写真を掲載している週刊誌や雑誌が公然と販売されています。性の教育が等閑にされているという現実もあり、男であること、女であること、性的なマイノリティー者に対する理解等、正常な異性関係を構築できない社会になってしまいました。性に関する考え方において日本の社会は即急に解決すべき大きな課題を抱えています。

### 4. 児童虐待の具体的な例

#### 2000 年 10 月 16 日 愛知・両親の小 5 長男せっかん死事件

夜、愛知県警豊田署は、小 5 の長男（11 歳）が言う事を聞かないと、約 41 時間にわたって食事も与えず自宅ベランダに全裸で縛り付けて死亡させた同県藤岡町（現・豊田市）の会社員 U（当時 40 歳）と、その妻 S 子（当時 31 歳）を逮捕した。

長男の T 君は、「死ぬ」「殺す」といった言葉をよく使い、包丁を持ち出すなどの行動をくり返し、児童向けの医療施設で「行為障害」と診断されていた。両親は入院治療を希望していた矢先だった。

2003 年 1 月 20 日、名古屋地裁岡崎支部は S 子に懲役 2 年 6 ヶ月（求刑同 5 年）を言い渡す。また事件は S 子の単独犯行として起訴されたものの、裁判長は知人の女性の関わりを指摘。S 子はパート先の女性 A 子に相談。A 子はしつけについて指示し、せっかんに直接加わっていた。

#### 2000 年 12 月 11 日 愛知・3 歳児段ボール箱内餓死事件

午前 0 時ごろ、愛知県武豊町の会社員（当時 21 歳）が、半田署に「長女が部屋で死んでいる」と届けた。

亡くなっていた長女 X 子ちゃん（3 つ）は司法解剖した結果、死因は餓死とわかり、同日夜に A と妻 B 子（当時 21 歳）が保護責任者遺棄の容疑で逮捕された。一家は夫妻と X 子ちゃん、長男（1 つ）の 4 人暮らしだった。2 人は長男が産まれた 99 年 6 月ごろから長女の面倒を見なくなった。同年 7 月の 1 歳半検診では X 子ちゃんは極端に痩せていて歩けなかったが、そのことについて B 子は

「普段はしっかり歩ける」と主張していた。

2000年8月、病院が「極度の栄養失調状態」と診断し、入院をすすめたが夫妻はなぜかこれを断っている。そしてX子ちゃんが疎ましくなり、11月頃から3畳間にとじこめ、さらに段ボールに入れて蓋をして放置、箱から出ようとするのを殴った。死の直前、X子ちゃんは箱から出ようとしなくなり、食事も口にしなくなったという。3歳児の平均体重は12～15kgだが、死亡時のX子ちゃんの体重はわずか5kgだった。虐待が暴力だけでなく、ネグレクト（育児の怠慢や放棄）というかたちもあることを世に知らしめた事件だった。

### 2000年3月2日 小牧市・兄弟らによる6女せっかん死事件

午前10時ごろ、愛知県小牧市の主婦A子（当時37歳）が母親に付添われて小牧署に出頭、「昨年夏に死んだ六女の遺体を、クーラーボックスに入れてベランダに放置している」と打ち明けた。署員が自宅を調べたところ、供述どおり、粘着テープで目張りしたクーラーボックスから六女（2つ）の遺体を発見した。

供述によると、昨年6月にA子が趣味のパチンコから深夜帰ってくると、弱った六女が台所の布団の上に横たわっていたが、そのうちに死んでしまったという。一家はトラック運転手の夫（当時45歳）、子どもは20歳の長女を筆頭に4男7女いる。長女と長男はすでに独立しており、夫は社員寮1階で、子どもとA子は2階で生活していた。夫は六女がいなくなったことについて、「施設に預けた」という嘘を信じて疑わなかった。

六女は生後8ヶ月の時から1年間養護施設に入れられていて、家庭に戻ってきたが、施設の保育士を母親と思いこんで、「お母さんのところに帰りたい」とよく泣いたという。四男と五女も同様に施設での生活が長かった。また六女は兄や姉たちになじめず、日常的にいじめや暴行を受けていた。事件当日も2人の兄から突き倒され、動かなくなったという。子どもたちは母親が普段から子どもを叩いたりしているのを目にしており、兄弟らは「家族のルールを守らなかったので殴ったりした」と供述した。

A子と死体処理を手伝った次男（当時14歳）を死体遺棄容疑で起訴。

2001年6月20日、名古屋地裁、A子に懲役2年、執行猶予3年の判決。

### 2001年6月3日 島根・父親の8歳娘せっかん死事件

午後2時ごろ、島根県津和町直地の農業N（当時55歳）が、小学3年の二女Y子ちゃん（8歳）の上半身を麻のロープで縛り、自宅庭のヒノキの枝に吊るした。

2時間後、吊るされていたY子ちゃんがぐったりしていたので降ろしてみると、脱水症状を起こしており、病院に連れて行っただが、深夜になって死亡した。病院はY子ちゃんの体にロープ跡があったことを警察に通報、Nは傷害致死の容疑で逮捕された。

Nは普段からしつけに厳しく、腹をたてると石を投げつけたりすることがあった。動機について「Y子が家の仏壇に供えてあったドラ焼を無断で食べたので、しつけのためにやった」と供述。木から降ろされた時、Y子ちゃんは「ごめんなさい、ごめんなさい」と繰り返していたという。

### 2004年1月6日 愛知・母親の6歳娘虐待死事件

この日、愛知県豊川市の豊川市民病院から警察に「不審な傷がある女兒が運ばれてきた」という通報があった。

女兒は胃の破裂により既に死亡しており、他にも両足に軽い内出血の跡、下腹部、太腿などに傷跡が10カ所、さらに右胸のあばら骨が1本折れて自然に治っていた跡があった。

9日、愛知県警は市内に住む女兒の母親・E子（当時31歳）を障害致死の疑いで逮捕する。E子は5日に子供4人と買い物に出かけたが、二女・J子ちゃん（6歳）が寝転び、「のどが乾いた」と訴えたことなどに腹をたて、帰宅後、「ちゃんと立ってからものを言え！」と腹を数回蹴りつけた。J子ちゃんがぐったりすると市民病院に運んできたという。

E子は小学校1年の長男（当時7歳）を連れて、内装業の夫（当時31歳）と再婚。長女（当時7歳）とJ子ちゃんは夫と前妻の子どもだった。

2人の間にはやがて二男が誕生。二男のちょっかいを出す子どもらが疎ましくなり、普段から虐待を繰り返していたという。事件後、E子は「02年に二男が生まれてから、他の子がかわいくなかった」、「しつけのつもりが、麻痺してしまった」と供述している。

2月、E子の母（53歳）が自殺。事件を気に病み、「娘の教育が悪かった」と自分を責める内容の遺書があった。

2005年2月16日、名古屋地裁豊橋支部・富田守勝裁判長は「被害者の長女と二女は、慕っていた被告から虐待を受け続けた末、二女は幼い命を奪われる結果となった。被告の加害行為は悪質」としながらも、夫から育児の協力を得られなかったことなどの情状を酌量、求刑8年に対し、E子に懲役3年6ヶ月を言い渡した。

#### 2004年1月25日 岸和田市・両親の15歳長男殺人未遂事件

この日、大阪府岸和田市のトラック運転手・K（当時40歳）と、内縁の妻・N子（当時38歳）が、1年半以上にわたって中学3年の長男A君（当時15歳）に食事を与えないなどの虐待を繰り返し、重度の脳機能障害を負わせたとして大阪府警捜査1課と岸和田署に逮捕された。A君は41kgだった体重が24kgにまで落ち、意識不明の重体。

A君、次男（当時14歳）はKの前妻の子である。95年にKが前妻と離婚した時、2人の子どもはKの祖父母方に一旦預けられた。その後、Kが子連れでN子と再婚すると、2人の子どもを呼び戻し、5人での生活を始めた。そしてまもなく虐待が始まり、前年6月、次男は実母の元に避難した。

2人は前年6月からA君に暴力をふるったり、食事を与えないなどの虐待を繰り返し、03年6月頃に自力で食事をとれないことを認識していたが、虐待発覚を恐れて、放置して死亡させようとする共謀。自宅の一室に布団jのかわりに青いシートなどを敷いて放置していた。

虐待を積極的に行っていたのはN子の方だった。煙草の火を押しついたり、水のはった浴槽に無理やり顔をつけるなどしていた。

11月2日、KはA君が衰弱死したと誤解して救急車を呼んだ。この時、病院でN子は「拒食症だったことにしよう」と、Kや実子に持ちかけていた。実際、KはA君の中学校に「いじめにあい、拒食症になり、学校を休んでいる」と説明した。しかし、診断した医師により事件は発覚した。

2004年2月、大阪家裁岸和田支部で、A君の親権をKから実母に変更する決定が出された。前年6月に次男が虐待に耐えかねて逃げ出して来た時、実母はA君の引き取りも申し出たが、Kに拒否されていた。

2005年10月3日、大阪地裁・細井正弘裁判長は「治療を受けさせなければ死ぬと認識しながら放置して餓死寸前に追い込んだ」と確定的な殺意を認定、Kに懲役14年を言い渡した。

2006年5月23日、Kの控訴審（大阪高裁）で、白井万久裁判長は「飢餓でやせ衰えていく被害者の様子を見ており、生命の危険を認識していなかったとはとても言えない」などと退け「人として抱くべき人間的感情を見いだすことができない残虐な犯行だ」は控訴を棄却。

A君は簡単な会話が出来るまでに回復したが、歩行や食事は1人ではできずリハビリを続けている。

2007年3月26日、大阪地裁堺支部・細井正弘裁判長は「ミイラのような状態になるまで長男を放置しており、人間としての感情は見受けられない。長男が味わった絶望感や苦痛は想像を絶する」と述べ、N子に懲役14年（求刑同15年）を言い渡した。

#### 2004年8月2日 大阪・19歳男性餓死事件

午前4時30分ごろ、大阪府阪南市のパート従業員・Y子（当時48歳）方から「息子（19歳）が部屋で目を半分開けたまま動かない」と119番通報があった。救急隊が駆け付けたが息子であるSさんはすでに死亡していた。泉南署が司法解剖した結果、死因は餓死で、身長182cmで体重は9

歳男児平均並みの 32kg にまでやせ細っていた。

調べによると、S さんは防水シートの敷かれた 4 畳半の部屋に半袖シャツと長ズボン姿であおむけになって死んでいた。Y 子は「約 3 週間前から息子が食事を拒否して水やジュースしか飲まなくなり、最近では寝たきりになっていた」と説明し、病院へは「高い医療費がかかると思った」として連れて行かなかったという。

Y 子の月収は約 7 万～10 万円。消費者金融にも約 150 万円の借金があったらしく、母親も同僚からおにぎりをもたらすなどしていた。だが生活保護は受けておらず、市や警察への相談はなかった。

近所の人のお話では、Y 子はこの年の 2 月ごろ、隣接する泉南市から引っ越してきた。S さんは親類がいる沖縄県内の定時制高校を 3 月に卒業して母親と 2 人暮らしを始めたが、仕事はしていなかった。

まもなく S さんの死が、Y 子と同居する無職 N（当時 42 歳）の虐待からのものであることがわかる。4 月から死の前まで、N は” しつけ” と称して S さんの手足にたばこの火を押し当てたり、数日に 1 回しか食事を与えていなかった。母親である Y 子はこうした虐待行為を加えているのを知りながら放置し、餓死させたのである。

2006 年 10 月 12 日、大阪地裁・堺支部・細井正弘裁判長は「同居人の男による虐待を放置する一方、自分は（別居中の）夫の家で食事をとるなど、母親の態度とは考えられない無慈悲で非道な犯行」として、Y 子に懲役 12 年（求刑・懲役 15 年）を言い渡した。

2007 年 8 月 31 日、Y 子の控訴審で、大阪高裁・陶山博生裁判長は「医師の治療を受けさせたとしても救命できたかどうかはわからない」として一審を破棄、判決を破棄し、懲役 10 年を言い渡した。

#### 2005 年 9 月 29 日 彦根・両親の娘虐待死事件

滋賀県彦根市の市農林水産課職員 T（当時 33 歳）が、同居の内縁の妻 M 子（当時 25 歳）とともに長女 Y 子ちゃん（4 歳）に虐待を繰り返し、同月 17 日、壁に Y 子ちゃんの頭を打ち付けるなどの暴行をして、Y 子ちゃんは 29 日に長浜市の病院で脳ヘルニアにより死亡した。「言うことを聞かず、嘘をつくので殴った」直後、T はそう供述した。T は 2 ヶ月ほど前から病気のため休養中で、9 月初めから M 子と同居を始めた。” しつけ” と称する虐待は 8 月下旬から日常的に行われていた。

2006 年 5 月 30 日、大津地裁・長井秀典裁判長は「力任せに殴るなど執拗（しつよう）で情け容赦ない冷酷な犯行。一定の反省はしているが、刑事責任は重い」と、T に懲役 7 年（求刑同 10 年）を言い渡す。

2006 年 5 月 15 日、大津地裁、M 子には「守ってくれるはずの母親からも暴力を振るわれた被害者の苦痛や、わずか 4 歳で人生を終えなければならなかった無念さは察するに余りある。共犯者に責任を転嫁し、反省の情に乏しい」と懲役 4 年（同 5 年）を言い渡す。

#### 2005 年 12 月 30 日 江東区・父親の 4 歳娘虐待死事件

午後 6 時半ごろ、東京都江東区北砂の自宅で、無職 M（当時 30 歳）が、一人で留守番をしていた長女（4 歳）が冷蔵庫の中のを勝手に食べたのに腹をたて、両足をつかんで振り回し、頭部をタンスにぶつけて死亡させた。長女の遺体には、この傷以外にも古い傷跡がいくつも見られた。

2006 年 5 月 10 日、東京地裁・伊藤敏孝裁判長は「犯行は極めて危険であり、犯情は悪質である」と述べ、懲役 7 年（求刑同 10 年）を言い渡した。公判で M は「盗み食いのおしおきだった」と述べていたが、伊藤裁判長は「朝食や昼食を食べさせず留守番をさせて、盗み食いをとがめ立てすることはできない」と指摘した。

#### 2006 年 2 月 7 日 群馬・3 歳児虐待死事件

午後 8 時頃、群馬県渋川市で、無職 S（当時 25 歳）とその妻 M 子（当時 28 歳）、「目つきが気に

入らない」と腹を立て、長男 H ちゃん (3 つ) を交互に金属製モップの柄で殴り、水風呂に正座させ、約 2 時間放置して死亡させた。夫妻は前年 12 月に H ちゃんを児童養護施設から一時帰宅させていたが、まもなく「しつけ」と称して平手打ちなどをするようになり、暴行は日がたつにつれて激しくなっていた。

2007 年 2 月 27 日、前橋地裁・久我泰博裁判長は、S に懲役 7 年、M 子に同 6 年の実刑判決を言い渡す。

#### 2006 年 2 月 8 日 香川・母親の 3 歳児放置死事件

この日、香川県警高松北署は高松市の飲食店従業員の母親 A 子 (当時 25 歳) を保護責任者遺棄容疑で逮捕した。A 子は 3 歳の二男に数日間食べ物を与えず餓死させており、「二男より長男の方がかわいかった」と供述した。

同家は A 子と祖母 (当時 48 歳) と子ども 2 人の 4 人暮らし。二男は昨年末から保育園を休んでおり、7 日午後、祖母が「孫が死んでいる」と警察に届けた。

#### 2006 年 7 月 5 日 滋賀・両親の 2 歳児虐待死事件

滋賀県高島市新旭町安井川、航空自衛官空士長・N (当時 24 歳)、その妻・C 子 (当時 25 歳) が、二女 Y 子ちゃん (2 つ) を死亡させる。女兒の全身にあざがあることを不審に思った搬送先の病院が通報した。

同家は夫婦と子ども 3 人の 5 人家族。他の子ども 2 人は C 子の連れ子だった。Y 子ちゃんは C 子の育児不安からしばらく児童施設に入れられていたが、5 月中旬に引き取った。虐待は 6 月から日常的に行われ、食事が遅いという理由で空気銃を撃つ、熱湯をかけるといった暴行を加えていた。施設の職員はたびたびこの家を訪問していたが留守がちだったという。近所の人はいくつかの虐待にうすうす気づいており、噂話などをしていたが、通報した人は誰もいなかった。

2007 年 5 月 25 日、大津地裁・長井秀典裁判長は「次女には多数の打撲傷や熱傷があり、見るも痛ましい状態。身勝手に短絡的な動機で、刑事責任は重い」として、2 人に懲役 7 年 (求刑懲役 10 年) を言い渡した。

#### 2006 年 7 月 28 日 福島・3 歳児虐待死事件

この日、福島県泉崎村の無職 S (当時 40 歳)、妻 W 子 (当時 33 歳) が、三男 H ちゃん (3 つ) に食事をろくに与えないで死亡させたとして、保護責任者遺棄致死容疑で逮捕された。

H ちゃんは 05 年頃からろくに食事を与えられず、また 1 歳 6 ヶ月検診を最後に、一度も医療機関へ連れていかなかった。

一家は他に次女 (当時 8 つ)、次男 (当時 6 歳) の子どもがいるが、2 人に対しても日常的に虐待を加えていた。夫妻は「食事は 1 日 1 回」と供述しており、空腹の次女、次男はドッグフードを食べていたという。両親逮捕時には 2 人はともに異常に痩せて衰弱しており、児童相談所に保護された。

ちなみに長女は 96 年に生後 3 ヶ月で乳幼児突然死症候群 (SIDS) で死亡。99 年には S が当時 2 歳 6 ヶ月だった長男に暴行を加えたとして傷害容疑で逮捕され、H は長男の親権を喪失、血縁者に預けられた。この事件後、東京・稲城市から福島に移ってきたのだが、児童相談所では S の虐待歴を把握していた。次男、次女が小学校に入学すると、虐待の疑いがあるこの一家に関する相談会などが開かれたりしたが、H ちゃんの死までどうすることもできなかった。

2006 年 12 月 15 日、福島地裁・大沢広裁判長は「子供を支配して、いたぶった。正に虐待と言うほかない」と、S に求刑通り懲役 10 年を言い渡した。

#### 2006 年 9 月 23 日 札幌・姉妹段ボール詰め事件

夜、札幌市のホテルの女が現れ、「同居の男が子どもを殺して捨てた」と通報した。

女はホテルのすぐ近くに住む N 子 (当時 24 歳)。4 つと 3 つの 2 人の娘は、同居していた無職 I

(当時 29 歳)に殴られ死亡しており、2 人は遺体を粘着テープで縛り、段ボールに入れて自宅に放置していた。N 子は「I が怖くて、なかなか通報できなかった」としていたが、I と同じく死体遺棄で逮捕された。

I には妻がいたが、結婚前の同居直後から妻に暴力を振るうようになった。暴力は 05 年冬に生まれた実子にも及び、硬膜下血腫で意識不明の重体に陥ったこともあった。こうしたことから妻と別居するようになった I は、8 月上旬に同居し始めた N 子とその娘たちにも暴力を振るいはじめた。2 人は暴行後、危篤状態に陥った長女を放置して、飼い犬を動物病院に診せに行っていた。

### 2006 年 10 月 22 日 京都・3 歳児餓死事件

午前 10 時 55 分ごろ、京都府長岡京市西の京の運送業 S (当時 28 歳) の内縁の妻 T 子容疑者 (当時 39 歳) から「子どもがぐったりして動かない」と 119 番通報があった。

救急隊員が駆けつけ、S の長男・拓夢ちゃん (3 つ) を病院に運んだが死亡が確認された。拓夢ちゃんは極度に痩せており、3 歳児の標準体重の半分の 7kg ほどしかなかった。司法解剖の結果、死亡推定時刻は 21 日午後 9 時頃、胃の中はからっぽで死因は低栄養状態による餓死ということがわかり、他にも顔に殴られたような複数の痣があった。府警向日町署は S と T 子を保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕した。

S は 2 年半前に拓夢ちゃんと長女 (当時 6 つ) を連れ、T 子と一緒に暮らし始めた。

T 子は、「姉は甘やかして育てたので、(拓夢ちゃんは) しつけを厳しくしようと思った」「おむつがとれず、9 月中頃から、しつけのつもりで殴ったり、食事を抜いたりしていた」と供述、

実際、拓夢ちゃんの誕生日の 9 月 1 日からしつけを厳しくし、が排泄の意思表示ができないと食事を与えなかった。それ以来、食事をさせたのは 2 回だけだったという。S の方は「T 子に『死んでしまう』と注意したが、聞いてもらえなかった」としたが、彼自身が子どものために具体的に何かをするということにはなかった。

近所の人のお話によると、05 年夏に長女が自宅トイレの窓から手を出して「おなかですいた。ご飯ちょうだい」と言っているのを何度か見た。06 年夏には、拓夢ちゃんが「ママ起きて。おなかすいた」と言っている声が聞こえ、よく泣き声がしたという。

府京都児童相談所には、こうした虐待を窺わせる情報が数件入っていたが、立ち入り調査、府警への情報伝達などは一切行っていなかったことが判明した。

2007 年 1 月 26 日、京都地裁・氷室真裁判長は「ほとんど食事を与えない異常な犯行で、しつけとは到底言えない。あまりに残酷で悪質だ」として、S に懲役 5 年 6 月 (求刑同 7 年)、T 子に懲役 6 年 (同 8 年) の実刑を言い渡した。

### 2006 年 10 月 30 日 苫小牧・母親の子供置き去り事件

北海道苫小牧市の無職 A 子 (当時 20 歳) は日頃から子供を疎ましく思い、この日子供 2 人にチャーハンを食べさせた後、置き去りにしたまま鍵をかけて市営住宅を出た。A 子は交際相手のところに泊りこんでいたのだが、12 月 4 日に自宅に戻ったところ三男 (1 歳) が餓死していた。「ママ、遅いよ」と駆け寄ってきた長男 (当時 4 歳) は、生米や生ごみ、マヨネーズなどを食べて生き延びた。A 子は家に戻る時、「2 人とも死んでいる」と思っていたという。さらに三男の遺体を交際相手の家の物置に隠していた。

2007 年 12 月 18 日、札幌地裁室蘭支部・杉浦正樹裁判長は「幼い兄弟の飢えと苦痛は想像を絶する。計画的で非情で残酷な犯行」と言い切り、A 子に懲役 15 年 (求刑同 20 年) を言い渡した。

### 2007 年 1 月 3 日 岡山・4 歳児虐待死事件

午後、岡山県倉敷市四十瀬の無職・M 子 (当時 31 歳) が、「次男がのどに何かを詰まらせてぐったりしている」と 119 番通報、幼稚園児の次男 K ちゃん (4 つ) は病院に運ばれたが、死亡した。

救急隊員到着当時、Kちゃんは目立った外傷はなかったが、下着姿で全身が濡れ、心配停止状態だった。他にも口の中に七味唐辛子の粉がついており、多量の水を飲んでいただことがわかった。

M子は「七味唐辛子を誤飲し、吐き出させるために多量の水を飲ませた」と話していた。

同日、倉敷署はM子を暴行容疑で逮捕。12月17日午前4時ごろ、Kちゃんが冷蔵庫の肉を勝手に食べたことに腹を立て、顔を殴ったうえ、パジャマ姿のまま自宅アパートの外に1～2時間放置した

M子は02年4月、県中央児童相談所に育児不安を訴えている。そして04年年2月以降、近所の住民や警察、倉敷市から虐待通告が計6回あり、同月、長男（当時8歳）を岡山市内の児童養護施設に入所させた。次男の一時保護も05年2月までに計3回あった。そのたびに「M子の強い希望で」入所はさせず、Kちゃんは自宅に戻されていた。

### 2007年3月20日 虐待事件の母親の自殺

朝、虐待事件で公判中のS子（38歳）が大阪府能勢町の自宅ボイラー室で首吊り自殺。息子らに「ごめんね」などと書いた遺書があった。

S子は前年8月から9月ごろ、中学生の息子の態度が気に食わないとして、夫とともに折り畳んだ脚立の上で、金属バットを足に挟んだ状態で長時間正座させるなどの暴行を加え、2週間のけがを負わせた。さらに8月末からは息子の首に鎖を巻いて柱にくくりつけていた。S子はすでに逮捕・起訴されており、保釈中だったが前日に懲役3年を求刑されていた。

### 2008年1月14日 宮城・父親の生後4ヶ月娘殺害事件

宮城県石巻市の無職M（当時37歳）が、生後4ヶ月の二女が泣きやまないことに腹をたて、クッションに顔に押しつけて窒息死させる。

### 2008年2月3日 高知・父親の連れ子虐待死事件

高知県南国市の無職T（当時31歳）が、自宅で内縁の妻（当時31歳）の連れ子である小学5年のK君（11歳）両手で持ち上げ、畳に2回投げつける。K君はぐったりし、4日午前に右硬膜下血腫などのため死亡した。Tは「自分に、はっきりしたことを言わないので腹が立った」と供述。Tの家では、Tの怒鳴り声や子供の謝る声がたびたび聞こえてくるという近所の人からの通報が児童相談所に入っていた。また前年4月には二男が家から追い出され、児童相談所が保護するということもあった。

2000年から2008年それに起きた児童虐待の全国に報道された事件です。どれも悲惨なものです。どうして子どもを生んでしまったのか、こんな親の下には生まれてこないほうが良かったと思ってしまう。

子どもの命に危険があるときは、虐待している親から一刻もはやく引き離すことが行われます。子どもを保護し、安全な環境で、養育することになります。そのための施設が養護施設です。虐待を受けてしまった子どもたちは身体の傷の他に、精神的にも大きな傷を負ってしまいます。この心の傷を治すことは、容易なことではありません。最近の養護施設は、虐待を受けた子どもたちで満杯になっているそうです。個々の子どもたちに、個別の療育が必要なのですが、現状では、子どもたちを収容するだけで精一杯の状況のようです。傷ついた子どもたちが大人になり、幸せな家庭を築くことができるように、子どもたちを支えるためには、施設の充実と、里親制度の充実が求められています。また、傷ついた子どもたちの精神医療の専門家が求められています。児童相談所は、虐待された子どもたちの発見と収容、そして、その子どもたちの再養育をしなければならないのですが、再養育までは物理的に手が回らないのです。

しかし、児童虐待はこの事例のような特別に生活上の課題があって行われているだけではありません。通常の生活の中に於いても、虐待してしまう事例はいくらでもあるのです。保育施設の中に



於いても、保育中に虐待してしまうケースも報告されています。子どもと関わることに於いて自分の行動に子どもを傷付けている行動があるのかどうか、自分を冷静に見ることのできる冷静なもう一人の自分を持って、自分の行いを自己評価し反省しながら対応することが求められています。

## 5. 児童虐待体験者の心理状況

- 虐待を受けた子どもの行動の特徴として、新しい大人に対して、強い愛着行動をしめします。これは大人からの攻撃を最小限にとどめようとするためです。大人から「…したらだめ」などの行動制限を受けた場合、これから始まる虐待を予想し、自分の身を守るために、大人からの距離をとる。極端な愛着と極端な離別行動を取るのですが、いずれも、虐待から自分を守るための行動です。正反対の行動が表裏一体で繰り返されるのだそうです。
- 通常、子どもは、母親、父親から離れると泣きます。愛している人からの分離にたいして、何らかの反応を示すのですが、虐待を受けている子、受けた経験のある子は、何の反応も示さないのだそうです。反応することによって虐待を受けることからの、防衛反応であるということです。
- 虐待関係の反復傾向があります。虐待の中で育った子どもは、自分でも他者に対して攻撃的な行動をする傾向が強くなるということです。このような子どもたちは、人間関係は、お互いに傷つけあう関係であるという環境で育っています。また、親に対して攻撃的な感情を絶えず抱いていますから、対人関係においてその攻撃的な感情を持ち、対応してしまうのです。ですから、社会に出ても、自分の経験した虐待関係を再現してしまうのです。自分が子どもを持ってしまったとき、自分が受けた虐待を同じように自分の子どもを虐待してしまうのです。不幸がさらに不幸を生み出してしまうのです。
- 高い攻撃性があります。虐待を受けた子どもは無力な存在です。この無力感と絶望感を、自分の親と同一化して攻撃を受ける立場から、攻撃をする立場に変化させ、圧倒的な無力感から回復しようとするのです。大きくなったとき、何か問題が発生した時、攻撃とか、暴力で解決しようとしています。親密な親子関係の中で暴力的な生活を長い間送ってきた子どもは、親密な関係の中で、特に暴力的になる傾向が強くなるのです。結婚する前は優しくかった人が結婚してから急に暴力的になってしまうというケースは、親密な関係の中で虐待を体験してしまった人に見られるのでは、ないでしょうか。DVをしてしまう傾向が強くなります。
- 虐待を受けた子ども、特に言葉による虐待を長い間受けてしまった子は、親から「お前は悪い子だ。」「これは、おまえを良くするための躰だ」「お前は、生まれてかないほうが良かったのだ。」などのような言葉を日常茶飯事に浴びて大きくなります。そのような子どもは本気で自分は悪い、駄目な、価値のない人間としてしか自分を見ることができなくなってしまいます。全てにおいて不安と絶望の中で生きてしまうのです。
- 虐待を防衛する手段として、無意識に自分の思いを犠牲にして、周囲の大人の感情や欲求、期待に、敏感に反応し、それに応じた行動をとることがあります。
- 性的虐待を体験してしまった場合、年齢にそぐわない性的な関心、行為、性的な意味合いを持たせる行動をとります。子どもが大人との関係を性的なものと学習してしまい、このような行動をとってしまうこともあります。援助交際や若年層の売春は、性的虐待を体験してしまったケースが多くあるとのことです。この性的虐待は、様々な性機能障害として出現します。性にたいしての恐怖心、嫌悪感が根底にあり、パートナーとの人間関係において不信感と過剰な依存が表裏一体で現れます。その結果、性的虐待を経験した人の人間関係は、複数であり、短時間であり、表面的といった特徴を示すこととなります。また、記憶の欠損や多重人格などの解離障害が見られます。

## 6. 第4の障害

児童虐待を受けた子どもたち、特に長期にわたって虐待を受け続けた子どもは、その後遺症として様々な発達障害を引き起こすこととなります。又、明らかに脳の成長に異常を発症してしまいます。特に中脳が小さいということが、報告されています。虐待を受けた子どもたちの心の奥底にある深い傷は、自分は愛されていないということです。自分は生きるのに価値のないものであるという強い思い込みが生まれてしまいます。そして、反応性愛着障害という症状を発症します。また、性的な虐待を受けた子どもたちは、虐待を受けている現実を拒否し、自分で自分の人格を変え、多重人格となってしまう子もいます。また、幻聴や、幻覚も出てくるのだそうです。これは解離障害というのだそうです。このような虐待によって発症した発達障害を第4の障害といわれています。不幸にして虐待を受けた子を、立ち直らせるためには、愛情を再構築するための専門的な心理療法が行われますが、非常に多くの困難が伴うのだそうです。

虐待を受けた子供が発症する、この2つについてもっと詳しく説明します。反応性愛着障害の特徴として、非常に落ち着きがなく多動とか、いつもイライラしている、怒りっぽい、パニックを起こしやすい、未来に絶望を感じている、自虐的で自傷行為をする、自信がない、自分を悪い子だと思いつまんでいる。境界域の発達障害と同じような行動形態を示しています。解離障害についてですが、まず解離とは記憶や体験がバラバラになる現象を総称して解離といいます。多重人格も解離障害の一種です。

#### 解離性障害の分類として

- 解離性健忘症 特定の範囲のストレスを強い記憶の想定が不可能になる。記憶が抜け落ちる。
- 解離性とん走 突然、普通の生活から離れて放浪し、その間の記憶がない
- 解離性同一性障害 2つ以上の人格状態が存在する。 多重人格です。
- 離人症性障害 自分から離れて、あたかも自分が外部の傍観者のように感じる。
- 特定不能の解離性障害 解離性同一性障害に類似しているが基準をみたまないもの、成人の現実感喪失で離人症をとまなわれないもの、洗脳など長期にわたり強力で威圧的な説得を受けた人に起きる解離症状、解離性トランス状態、一般身体疾患によらない意識消失、混迷、または昏睡、ガンサー症候群(質問に対して大雑把な応答をすること)

虐待を受けた子が、多動な行動を注意されたとき、急にあくびをし、今までの行動をまったく知らないような素振りをする。実際、記憶が途切れているのですが、このような状態も解離障害であるのだそうです。虐待を防衛するための手段として今までの自分を自分の記憶から消去してしまうのです。多重人格も同様に、虐待を受けている自分をほかの人格に変えて虐待を自己防衛しているのだそうです。虐待から開放されても、愛着障害や解離障害は、その子の精神に深い傷を残し、生きることにおいて耐えられない重荷となってしまうのです。

## 7. 虐待された児童へのケア

第1に安心して生活できる場の確保、第2に愛着形成とその援助、第3に子供の生活と学習支援、第4に心理治療という順番になるのだそうです。このようなケアを通して虐待を受けた子供が他者への信頼と健康な人との絆を取り戻し、他者のために生きることができるようになることが理想なのです。

心の回復には、治療において出てくる症状にフラッシュバックと呼ばれているものがあるのだそうです。これは7つに分類されます。

- 言語的フラッシュバック：虐待者から言われた言葉が子どもの声として表出される。
- 認知的フラッシュバック：虐待の中で獲得してしまった認知たとえば、「自分は完璧でなければ死ぬかもしれない」「子どもは大人の召使だ」などの考えが繰り返して浮かぶ。
- 思考的フラッシュバック：「自分は生きる価値がない」などの自己否定の方向以外に考えることが出来ない。
- 行動的フラッシュバック：遊びの中で行われているトラウマ再現や、突然誰かを殴る、暴れる、泣く、叫ぶなど

- 生理的フラッシュバック：外傷体験を話しているときに突然、体の一部の痛みやかゆみ、さらに発赤が生じる。
- 身体的フラッシュバック：過去に体験した頭痛や、心臓が締め付けられるような感じが繰り返される。
- 精神症状的フラッシュバック：喪失体験が引き金で生じる突然の抑うつや、虐待者の「殺す」という声が聞こえるなど

このような様々なフラッシュバック、それに基づく感情的噴出や衝動行為、さらに解離現象、身体症状が治療者との関係の中で生じ、共有され養育者との間で再度体験されるのだそうです。対人関係のゆがみ、衝動コントロールと感情の把握、自分自身を取り戻す、愛着を再構築する、など、回復のためには非常に困難な道のりを歩まなければならないのです。

日本の現状は非常に遅れています。養護学校が大きな役割を果たしていますが大きな問題があります。また里親も大きな役割を担っていますが絶対数が不足しています。先進国では里親が大きな役割を担っていますが、それと比較した場合、日本で里親が子どもたちを引き取って支えている件数は非常に少ないのだそうです。献身的に子供たちを支えている指導員はたくさんいるのですが、現状は、施設に収容される子供たちが非常に多いので、少数の指導員にかなりの負担がかかってしまっているのが現状なのです。近年養護施設を利用する子ども達の多くなっているのは虐待をうけて家庭に戻れない子どもたちが急増しています。養護施設を利用している理由の約1/3は虐待による理由です。施設内は大勢の虐待を受けた子供で溢れているのです。その子供たちは、虐待によって心に傷をもっていますから、施設内でお互いに、攻撃的な行動や暴力などが蔓延した環境の中で生活していることが想像できます。安心できる環境はなかなか得られないのが実情なようです。また愛着を形成するためにはそのための特定の人格が必要になりますが、養護施設は1人の指導員が受け持つ子どもは非常に多く、特定の子どもに関わるのが難しい状況です。虐待を受けた子どもは、その家庭から切り離すのですが、施設に収容できないため、仕方なく再びその家庭に帰らざるを得ない子供たちもいるようです。又、専門の精神医療を行える医師も非常に少ないのが日本の現状です。愛情のない環境で育てられた子供たちが、大人になりまた、愛情のない子育てをしてしまう。この悪循環によって生み出されるのは、暴力と利己主義です。そして欲望に執着した、思いやりのない社会となってしまうのでしょうか。伝染病が広がるように、虐待と暴力が、社会の中に広がってしまうのです。日本は非常に遅れています。そして、人の命の継続は途切れてしまうことでしょう。

虐待をしている親はうつ病が非常に多いこと、そして、高機能広汎性発達障害の方、DVを受けている方等が子どもを虐待している傾向が強いのだそうです。また、暴力にさらされた子どもは、治療をきちんと受けない限り、暴力に親和性の強い大人になってしまい、DVや、虐待の加害者になる確率が非常に高いのです。また、虐待する親に多重人格や解離性障害が非常に多いのだそうです。過去や記憶が抜け落ちてしまっている人たちが非常に多いということも報告されていました。

## 8. 愛し、愛される子供

現在日本では約3万人の子どもが社会的な擁護を受けているのだそうです。日本の里親による養育は、わずか3,000人だそうです。先進国では唯一大舎制の養護施設によって子どもたちの成長を支えてきました。ここで心に傷を負った乳児から高校生までの子どもたちが生活しています。この大舎制は戦後、養護教育の効率を重視し作られました。当初は6畳1間で11人が生活していたようです。現在の大舎制は4人が1部屋で生活しています。子どもたちは心に傷を持っていますので、夜は夜鳴きや不眠の子どもたち、朝はお漏らしの山、着替えや食事の世話、様々な課題への対応、など、職員は慢性的な人手不足の中で四苦八苦しているのが日本の施設の現状でした。しかし、近年大舎制は減少し、小舎制に移行されているようですが施設の約半数は未だに大舎制になっているようです。これでは、子ども心の治療は困難です。また、施設自体で、虐待の再現が発症してしまっていることも事実なのです。養育の必要な子どもたちが過去15年間で30倍にもなり、施設での受入が追いつかないのが現状です。乳児院、児童養護施設、里親、情緒障害児短期治療施設、児童

自立支援施設、子どもの心の専門家、子どもが入院できる診療系の病棟、すべてが足りないのだそうです。この施設で働いているのは保育士、児童福祉士、等の指導員ですが、その数は非常に少なく、就労は長続きしないのだそうです。それだけ働く環境に問題があり、その働き自体も非常に難しく、しかも厳しい仕事なのだと想像できます。このように私たちの国では大きな課題を抱えています。この子達の更生をする働きは非常に難しく、今後に向けてどのようなようになるのか予測は非常に悲観的な状況にあると思います。ある、一部の親による心ない事件として片付けられないのが児童虐待です。そして、貧困の問題もこの児童虐待に大きな影響を及ぼしています。これについては後日研修したいと思います。

私たちの社会は、特に子どもを育てる心、命を継続するための精神は壊れているように思います。子供を育てるために必要な心は愛情しかないことを、改めて知ることができると思います。虐待を受けた子供たちが、本当の愛情を体験しないまま大人になってしまうことがないように子どもたちを支えなければなりません。虐待をなくすためには、愛情をもって子供を育てること以外に方法はないのです。愛情がなければどんな子であっても成長出来ないのです。しかし、この愛情が具体的にどのような行動であり、どのような心構えなのかを知らない人たちが社会の中で増えているのです。親としての働きができる覚悟も精神も、経済力も持ち合わせていない人たちが増えています。そして、戸惑っている家族を支える地域の能力も失われているのです。本当の愛情は何であるのかを、私たちは絶えず自問自答しながら、「愛し、愛される」ことを目指して生きていかなければならないのです。お互いの命を思いやり、それによって自分自身も生きる喜びに満たされて、多くの人たちの支えによって生かされていること体感することによって、希望を持って生きることが出来るのです。それが、私たちの人生であることを強く意識しながら働き、生活したいと思います。

## 9. 施設における虐待

お年寄り、障害者施設において、たびたびニュースとして報道されています。お年寄りに介護士が暴力をふるった、障害者に暴力をふるった、時には殺してしまったというようなことが多く報道されています。つい最近、介護施設に於いてお年寄りをベランダから突き落とし殺してしまった事件や、障害の有る人は生きる価値が無いといって40人以上もの障害のある人たちを殺してしまった事件が起きています。最近の事件はどうしてこのようなことになってしまったのか理解できないような事件が頻発しています。介護疲れや保育疲れによって思わず虐待してしまったという事例は昔からありました。これらは多少同情の余地がありますが、最近では殺したくて殺してしまうとか、何も理由が無く殺してしまう等、普通には理解しがたい事件が頻発しています。加害者の心に何らかの異常な状況が伺えますが、この社会自体がこのような理解しがたい人を生み出している要因があるのかもしれない。

保育園で多いのは最低基準を満たしていない保育施設で子どもが午睡中に死んでしまったという保育事故、事件がたびたび報道されています。突然死は避けられない部分もありますが、一人ひとりの子ども達に目が届かない状況で保育がなされていたことが大きな原因であり、このような環境で保育することを施設管理者が容認してしまっていることは児童虐待であると言われても反論できません。大都会の保育施設では園庭が無いとか、保育室が容疑室の大部分と兼用している施設が非常に多くなっています。待機児童を解消するために0歳児3名を1人の保育士が必要という最低基準になっているのですが、それを0歳児5人で1人の保育士に緩和してもいいのではという地域もあるのです。保育士を1週間ほどの研修で保育専門員として保育士と同等の働きを容認する制度まで作られました。これは大きな事故に繋がります。全国保育協議会ではこのような基準の緩和は容認できないことを強く訴えています。全国保育協議会では0歳児3人を2人にすることを要望しています。1人の保育士の負担が増えると大きな事故に繋がるのです。また、保育士1人の仕事量の限界以上の働きが続いてしまうことも大きな事故や虐待を招くことになりかねません。意識を持って虐待をしてしまうことは絶対に合ってはいけないことですが、疲れや家庭の事情、健康状況によって思わず、自分が意図しない対応をしてしまうことは誰にでもあると思います。この部分を自分で制御しなければなりません。自分の健康状態や精神状態がどのようなになっているのかをしっかりと自己分析できる能力が求められます。その日の自分の体調や精神状況によって保育が出来

ない時は、しっかりと他者に自分ができないことを伝え支えてもらうことが必要であるし、職員体制に余裕を持つことが大切なのですが、これも経営を重視すると難しい課題になってしまいます。しかし、意識せずに子どもに対していつもと違い、怒りや子どもとの関わりを拒否する気持ちがあった場合は、無理をして保育を続けると虐待と同じ対応をしてしまっていることがあるのです。そういう場合は、他者に助けを求めることが必要です。自分を過信するより、自分の働きを謙遜に謙虚になって子どもたちと関わる方が、良い保育ができるのです。

## 10. 保育について

20年くらい前は出来るだけ早く子どもを自立させることや、根性を身に着ける、努力する能力を育てる、など厳しくする保育も必要であると言われてきました。しかし、近年、様々な保育研究が行われ、厳しい保育、特に厳しく叱る保育は見直されています。厳しさは虐待とはもちろん違いますが、厳しく保育することの是非について考えて見たいと思います。子どもが集団で行動する場合何らかの理由によって大声で厳しく叱責された時、自分が叱られたわけではなくともその行動に急ブレーキをかけられた状態になり、行動が止まると同時に、思考が停止してしまうのです。頻繁にこのようなことが続いた場合、自分で考えて行動する場合、自分で絶えずブレーキをかけている状況になり、積極性とか冒険心に戸惑いが生じ、誰かの指示がなければ行動できなくなってしまいます。保育の中だけではなく夫婦間での言い争いを聴いている子どもたちも同じ状況に陥ってしまうのです。大人にとっては厳しい威厳のある言葉は、子どもたちを簡単に制御でき扱いやすく感じてしまうのですが、この威厳は恐怖心を植え付けます。そして恐怖心は子ども達から考える力を奪ってしまいます。唯一考えるのは恐怖から如何に逃れればよいのかということです。恐怖に近づかない、逆に恐怖に向かって闘争する、このいずれかになります。恐怖心による制御は子ども達に創意と工夫する思考を奪い取ってしまいます。幼児が自分の思考を行動に移す行為を、徐々に制御できるようになるのが成長している一つの姿ですが、厳しく叱り続ける環境は、それから如何に逃げるか、又は如何に戦うか、二者択一の思考しか育てないのです。この思考と行動を育てる上においては、保育者の適切な声掛けは今後の成長に大きな影響を及ぼすのです。絶えず叱られ続けて育った場合は自主性のない行動できない子どもになってしまう可能性があるのです。結果的に子どもを虐待したと同じような結果になってしまうのです。幼児の思考と行動のバランスは叱られる経験よりも誉められ認められる経験によって自分を適切に制御できる成長に繋がると言われています。

保育の基本は、いわゆる愛情にあることが改めて確認されています。保育に於いて厳しく叱ることの必要性とか有効性は殆ど無いということです。勿論、子どもが友達を傷付けたり、故意にいじめたりすることはいけないことです。しかし、そういう場合であっても、それを厳しく叱るより、子どもに分かり易くお話する方が、より良い成長に繋がることが多くの保育研究者によって証明されています。子どもを叱って厳しく育てるより、子どもの思いを尊重し、誉めながら保育することの方が格段に子どもは良く成長できることが様々な研究によって明らかにされています。保育の基本は愛することであり、命を大切にすることです。そして生きることは大きな喜びであることを伝えることが保育の働きであることを改めて確認しなければなりません。

虐待は決して許されるものではありません。私たち自身も故意ではなくとも保育において虐待と同様な対応をしてしまうことが無いとは限りません。保育士として自分の保育のあり方を自分でしっかりと把握できることが求められています。

参考文献 「子ども虐待という第4の発達障害」 著者：杉山登志郎